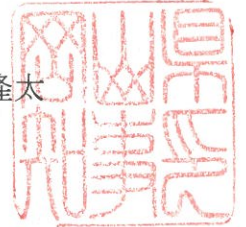


令和7年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業（事業者向けセミナー、専門家派遣）に関する業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太



## 1 趣旨

支援機関との連携による人手不足対応強化事業の実施に際しては、県内の中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等という。）を対象に、別添の委託業務仕様書に記載する各種事業を実施することにより、中小企業等の人手不足の解消につなげることを目的とする。

本業務は、岡山県商工会連合会及び一般社団法人岡山県商工会議所連合会に業務委託する予定であるが、これら以外の者で本業務の実施を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度支援機関との連携による人手不足対応強化事業  
（事業者向けセミナー、専門家派遣）
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 業務委託に参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

### (1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- イ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを除く。）」のうち「小分類10その他」に登載されていること。
- ウ 入札参加資格者名簿に登載された事務所の所在地が岡山県内にあること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- オ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 県税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

県内中小企業等の状況を把握しており、県下全域を網羅した中小企業等への経営支援や専門家派遣等の機能を有するとともに、他の産業支援機関等と密接な連携を図りながら事業を実施する機能を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

事業者の服務規程に業務上知り得た情報を漏らさない旨を定めていること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

ア 特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。

イ 特定の業種に属する中小企業・小規模事業者のみを対象としないこと。

ウ 本業務を通じて得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に本店があり、かつ県下全域を業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、人員、設備等について十分な管理能力を有していること。

(6) 業務実績に関する要件

ア 中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。

イ 過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1件以上有すること。

#### 4 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県産業労働部経営支援課商業・団体支援班

電話：086-226-7353 FAX：086-226-7384

#### 5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

ア 配付期間 令和7年2月28日（金）から令和7年3月19日（水）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所 上記4の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部経営支援課ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) <https://www.pref.okayama.jp/page/960994.html>

(2) 参加意思確認申請書（様式第1号）の提出の期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和7年3月19日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。  
また、郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。）

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、委託仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）で令和7年3月12日（水）の午後5時までに、FAXにより行うこと。

イ 質問の回答

令和7年3月14日（金）午後5時までに、FAXにより回答する。

## 6 参加意思確認申請書の審査及び通知

(1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、事業に関する提案書（様式第3号）の要請を行う。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知する。  
なお、この通知を受けた者は、提案書を提出することができない。

## 7 提案書の審査

(1) 提案書等の提出方法

ア 提出期限 令和7年3月19日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。）  
とし、提出期限内必着を要する。なおFAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出書類 事業に関する提案書（様式第3号）  
事業計画書（様式第4号）  
事業に関する見積書（様式第5号）  
法人に関する調書（様式第6号）  
その他必要と認められた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

## 8 その他

(1) 本業務は、県の令和7年度予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

(2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。

(3) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出期限以降における書類の差替え、又は、再提出は認めない。

- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。
- (6) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とする。
- (7) 契約の締結に当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。
- (8) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。